

# 鳴門市第一中学校いじめ防止基本方針

鳴門市立鳴門市第一中学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 本校の生徒の実態

### (1) 人権問題意識調査より

毎年実施している人権問題意識調査においても、今の社会に同和問題をはじめ、さまざまな人権問題があることは理解しつつも、自分のこととして捉えられない生徒がいることがわかった。また、自尊感情の低い生徒や家庭での会話に人権問題が挙がること少ない生徒がいることもわかってきた。

このことを真摯に受けとめ、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、その解決に自ら取り組む態度と実践力を持った生徒の育成をめざす必要があると考えた。とくに、人権課題の解決に向けて、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの両方から、人権が尊重される社会の実現をめざし、学習を進めていくことが重要であると考えた。

よって、本年度の人権教育基本目標を上記のように設定し、研究課題を「人権尊重社会の実現を図るために、差別の現実から深く学び、すべての子どもの自己実現と共生共存をめざす教育の確立～人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ様々な人権問題解決への意欲と実践力をもった生徒を育てるための教育を実践しよう～」として研究を進めてきた。

この目標を達成するために、これまで培ってきた人権学習や人権啓発活動の成果や手法を活かしながら、人権問題の解決に取り組んでいくことが重要であり、それが実践力を育てることにつながると考えている。具体的には、①第1学年から計画的かつ継続的に学習を積み重ねること。②「学んだことが行動へ」つながる人権教育の実践。③人権問題を「ひとごとではなくわがこと」としてとらえる取り組み。④人権を相互に尊重しあう、人権が共存する社会の実現をめざして、生徒一人ひとりが人権についての学習を進めていくことが大切であると考えている。身のまわりにある差別意識に気づき、差別をなくす取り組みをするとともに、各教科や総合的な学習の時間などを活用し、職場体験学習・平和学習・人権交流会・人権講演会などを行い、人間として正しい生き方を求めていく人権教育に取り組んでいる。また、教職員が問題点を共有し、授業や行事づくりの研究を進めている。生徒たちがお互いを尊重し合い、学び合い、育ち合い、『感じる』機会の多い学校をめざし、さまざまな形のアプローチを続けてきた。

### (2) いじめ実態調査より

本校の生徒は非常に多くの人との関わりの中で生活をするため、生徒同士あるいは生徒と教師間において人間関係のトラブルが起こりやすい状況にある。

そこで本校では、学校のいじめの実態を的確に把握し、いじめ防止をはじめ安心安全な学校づくりを目的として、例年7月と12月に全校生徒を対象に「いじめについてのアンケート」調査を実施している。

その結果「あなたは今、いじめられていますか」の問いに対して「はい」と答える生徒が複数いる現状がある。そして、いじめを受けた生徒の多くは担任や保護者に相談をしているが、誰にも相談できず、我慢している生徒がいる現状があるということもわかった。

生徒の実態を常時つかむことが重要であり様々な情報収集方法を用いる必要がある、さらに教師間の情報交換はすべての時間帯において行われなければならない。

### (3) 不登校実態調査より

市教委からの依頼により年間3回の不登校実態調査を実施している。その結果、不登校状態もしくは不登校の傾向にある生徒が複数いる現状であることがわかった。また、その中には適応指導教室やフリースクールに通う生徒も複数いることがわかった。

担任や部活動顧問が熱心に関わりを持とうと取り組んでおり、不登校が解消され登校できるようになった生徒もいた。一方で、今後も不登校未然防止に向けた継続的な取り組みとあわせて、悩みをもつ生徒や保護者の立場に立って、その解決に向けて実践しなければならない。また、平成29年度より不登校状態にある生徒を対象に学級への登校を最終目標とした別室登校を再開した。数名の生徒が登校できており、継続した組織的な取り組みを続けていきたい。

## 2 いじめの定義

### (1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が、在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないうで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができる場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処が可能であるものの、学校校内のいじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたリ、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

### 4 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 5 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法 第13条」

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ①各学校においては学校の実情に応じ、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針を学校いじめ防止基本方針として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見に取り組む。
- ②学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個別面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組改善を図る必要がある。
- ③学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法 第22条」

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効のないじめ問題の解決に質することが期待されることから、規定されたものである。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

### 【具体的な取組例】

- ①学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。

加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の見直しや各学校で定められたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について「PDCA サイクル」で検証を担う役割が期待される。

当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、生徒指導連絡会参加メンバーを中心として、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

## (3) 学校におけるいじめの防止

いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものである。このような誰もが巻き込まれるいじめについては、一部の児童生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が必要である。児童生徒が自己存在感や充実感が感じられる授業づくりや集団づくりが未然防止につながる。全ての児童生徒が加害者にならなければ被害者もいなくなると考えると、人間

関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる児童生徒に育つことが大切であるとともに、主体的に取り組む共同的な活動を通じて、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を児童生徒全員が感じ取れることができれば、いじめに向かう児童生徒は減少する。そのためにも、全ての児童生徒を対象に日々の授業や学校生活の中で「学校に来るのが楽しい」と感じられるような魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

#### (4) いじめの未然防止および早期発見のための日常的な取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### [具体的取組]

##### ①教師自身がめざす教師像、めざす生徒像を常にイメージする。

(学級担任が「どのような生徒を育てたいのか」という明確な目的意識を持つ。)

##### ②意図的に生徒の良い面を見つけ、ボイスシャワーによる承認・賞賛を積み重ね、個々の情報を付箋紙(学年ホワイトボード)で共有する。

(生徒の良情報を全教職員が共有する。)

##### ③生徒、保護者との人間関係づくり(生徒のことを知ろうとする執念をもつ)

☆教師自身が心から認めることができることを多面的に探す。

○授業の様子から	○掃除の様子から	○給食、生徒の会話から	○あゆみの内容から
○部活動の様子から	○教職員間の情報交換から	○家庭訪問での親からの情報から等	

##### ④挨拶、服装、遅刻指導等基本的な生活習慣を身につけさせる。

(できることを一つずつ増やし、認める機会をつくる。)

##### ⑤正しいことと間違っていること、善と悪をきちんと伝える。

(段階的に良い方向に仕向ける。)

##### ⑥道徳教育、朝夕の学活の時間を大切にする。

(人としての生き方を説き、共に考える時間をもつ)

##### ⑦小さなすさみを除去する。

(ブローケン・ウィンドウ理論=教室環境、校舎内環境を維持、改善)

(小さなすさみ=小さなルール違反を見逃さない)

##### ⑧全教職員一人ひとりが今できることを毎日続ける。

(挨拶・ゴミ拾い・登下校指導・学級通信・あゆみの返事・帰りの学活後の整頓等)

### ⑨安全教室，防犯教室の開催

(地域や保護者と連携し生徒の規範意識を高め，安心・安全な学校をともにつくる。)

### ⑩生徒，保護者が相談しやすい雰囲気づくり，窓口づくり

(カウンセリングマインドで対応する。)

### ⑪欠席，遅刻，問題行動の家庭連絡を素早く確実に行う。

(保護者との信頼関係を築く第一歩となる。)

### ⑫警察，児童相談所等，保護司会等，関係諸機関との関係づくり

(日常的な情報交換を繰り返し，地域で生徒を見守る体制を築く。)

### ⑬個人カルテの作成

(問題行動が継続的にある生徒については，「生活記録」を担当および各教科担任が毎日記入する。1～2週間ごとに保護者に見せて，子どもの実態を正確に把握してもらおう。併せて，学習面・部活動・生活面・人間関係・校外の様子等を記録することで，今後の生徒指導の手がかりとする。上記の生徒の保護者には，共通理解事項(学校生活のルール)を事前に説明しておく必要がある。その際，個人カルテが重要であり，現状を詳細に知らせることで納得させる材料となる。)

### ⑭授業サポート

(現段階で各担当教科の授業において，授業妨害により，授業が滞ったりすることがある場合に「絆アンケート」に記入する。その際，教師団がサポートしあい，問題解決にあたる。)

### ⑮バトンタッチ作戦

(原則，授業が終わった先生は，チャイムで次の先生が来るまでその階に待機しチャイム着席を促したり，見回りをする。場合によっては，問題行動をとる生徒に対応する。)

### ⑯社会体育活動の指導者との連携

(校外で活動している部活動，社会体育活動の指導者と定期的に連絡をとり，個々の生徒の様子について情報交換する。問題行動の報告ばかりではなく，練習や大会日程を知ることにより，教師が応援や頑張る姿を見ることで，生徒とのつながりを深めることも目的とする。)

### ⑰生徒指導通信(ココロノカガミ)の発行

(生徒の規範意識を高める内容をはじめ，学校生活における生徒指導に関わる行事案内や報告，保護者や地域に協力を要するもの，問題となる出来事等を時期を逃さず発信する。)

### ⑱いじめに対する取組

- ・いじめアンケート調査(生徒)
- ・いじめ実態調査(教師)
- ・生活アンケート実施(不定期)
- ・道徳，人権教育の推進(積極的生徒指導の推進)
- ・いじめ防止教育の充実(全教育活動を通じた指導・いじめを許さぬ校風確立)
- ・教師と生徒の人間関係構築(生徒理解の深化)
- ・いじめ防止の校内体制整備(保護者・関係機関との連携，教育相談の活性化)

\*年度当初に計画を立てた定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により実態把握に努めるとともに，それらの結果の検証や組織的な対処方法について定めておく必要がある。また，アンケート調査や個人面談において，児童生徒自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは，当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ，学校は児童生徒からの相談に対しては，必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

## ⑩不登校生徒に対する取組

- ・不登校実態調査（3回）
- ・保護者との連携，協働の強化  
（各担任による家庭訪問・家庭での状況把握）  
（保護者の訴えに耳を傾け「共に手を携える姿勢」を持ち続ける）
- ・関係諸機関からの支援  
（うずしお教室担当教師との情報交換）  
（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の支援）
- ・組織的な対応  
（担任と生徒の絆を絶対に断ち切らない）  
（校内のリソースを効果的に活用）  
（生徒指導主事，スクールカウンセラー，教育相談担当者とチームを組み組織的に対応）
- ・別室登校  
（毎週火・木曜日に実施）

## （４）いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害児童生徒を守り通すとともに，加害児童生徒に対しては，当該児童生徒の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### ①全教職員で対応に当たる。

（教職員がスクラムを組んで）

※生徒は教職員間の仲の良さに敏感，お互い支え合い補い合うことが大切。

### ②個人で判断して解決を図らず，報告・連絡を確実に言い組織として対応する。

（みんなの知恵が集まれば，必ずよい方向・方策が見えてくる。）

### ③初期対応を素早く行う。

（報告・連絡・相談を素早く確実に。）

### ④解決が難しい問題は，関係諸機関と連携し解決を図る。

（市教委・県教委・児童相談所・警察・保護司・民生委員等）

### ⑤必要に応じ，PTA 役員会や保護者会等を実施し，問題を共有する。

（PTA も子どもを良くしたいとの思いはひとつ。教師とスクラムを組んで解決へ。）

\*いじめが解消している状態とは，少なくとも次の2つの要件がある。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## （５）地域や家庭，関係諸機関との連携について

社会全体で児童生徒を見守り，健やかな成長を促すため，学校関係者と地域，家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が，いじめの問題について協議する機会を設けたり，学校運営協議会を活用したりするなど，いじめの問題について地域，家庭と連携した対策を推進することが必要である。また，より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と地域，家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

いじめの問題への対応においては，例えば，学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関との適切な連携が必要であり，警察や児童相談所等との適切な連携を図るため，平素から，学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば，教育相談の実施に当たり必要

に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

### ①小中連携の取り組み

- ・ 出前授業（校区小学校6年生対象の人権学習）
- ・ 長期休業日中の特別合同補導
- ・ 小中校外補導連盟幹事会への参加（校区内生徒指導の情報交換）
- ・ 校区小中校長会における情報交換
- ・ 入学説明会（各小学校訪問）
- ・ 新入生クラス編成作業における情報交換（小中生徒指導連絡会）

### ②P T A・地域との連携

- ・ 学校評議員会の開催
- ・ 民生委員連絡協議会の開催
- ・ P T A夜間補導（7～9月）
- ・ 一中校区青少年補導連絡協議会への参加（阿波踊り期間中の特別補導・定期補導）

### ③関係諸機関との連携

- ・ 鳴門警察署との情報交換
- ・ 家庭裁判所調査官との情報交換
- ・ 保護観察所および保護司会（一中担当保護司）との情報交換
- ・ 青少年補導センターとの情報交換、合同補導
- ・ 中央こども女性相談センターとの情報交換
- ・ A S S T（あわっ子スクールサポートチーム）の活用

## 6 重大事態への対処

### (1) 学校の設置者又は学校による調査

#### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### ① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合



○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義19を踏まえ、**年間30日**を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## ② 重大事態の報告

学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

## ③ 調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となっていり、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

## ④ 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない（第三者）について、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい。なお、この場合、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

## ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃か

ら), 誰から行われ, どのような態様であったか, いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか, 学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を, 可能な限りに明確にすることである。この際, 因果関係の特定を急ぐべきではなく, 客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は, 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく, 学校とその設置者が事実に向き合うことで, 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには, 学校の設置者・学校自身が, たとえ不都合なことがあったとしても, **「事実にはっきりと向き合おうとする姿勢」**が重要である。学校の設置者又は学校は, 附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに, 調査結果を重んじ, 主体的に再発防止に取り組まなければならない。

#### (ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合, いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに, 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際, いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば, 質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり, 被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに, いじめた児童生徒への指導を行い, いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては, 事情や心情を聴取し, いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い, 落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査を行うに当たっては, 「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ, 事案の重大性を踏まえて, 学校の設置者がより積極的に指導・支援したり, 関係機関とも適切に連携したりして, 対応に当たる。

#### (イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など, いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は, 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し, 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し, 調査に着手する。調査方法としては, 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については, その後の自殺防止に資する観点から, 自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては, 亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ, その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し, 遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については, 法第28条第1項に定める調査に相当することとなり, その在り方については, 以下の事項に留意のうえ, 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(改訂版)(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり, 遺族が, 当該児童生徒を最も身近に知り, また, 背景調査について切実な心情を持つことを認識し, その要望・意見を十分に聴取するとともに, できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても, できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として, いじめの疑いがあることを踏まえ, 学校の設置者又は学校は, 遺族に対して主体的に, 在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり, 学校の設置者又は学校は, 遺族に対して, 調査の目的・目標, 調査を行う組織の構成等, 調査の概ねの期間や方法, 入手した資料の取り扱い, 遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて, できる限り, 遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については, 弁護士や精神科医, 学識経験者, 心理や福祉の専門家であるス

クールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、報道対応担当者を決め、正確で誠意のある一貫した対応を行う。事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

## ⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第28条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流されたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、精神科医や心理、福祉の専門家による十分なフォローにより、被害児童生徒や加害児童生徒、双方の保護者の間に遺恨を残したり、不利益が生じたりしないよう配慮する必要がある。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

#### 第28条第2項

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮

するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

## ② 調査結果の報告

公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## (3) 再発防止に向けた取り組み

### ①問題行動への対応を評価する。

(具体的事例への対応後、各学年部会や生徒指導連絡会において対応を振り返る。)

### ②対応の不十分であった点について改善する。

(どの段階での対応が問題であったのかを教師間で意見交換する場を必ずもつ。)

### ③再発防止に向けた具体的方策を立てる。

(②の中で出た意見をもとに、生徒をより良い方向へ導くための方法を見い出す。)

